

掛川市監査委員告示第5号

行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

令和6年4月10日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和6年3月29日
- ・所管課：行政課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	措置日
<p>受付又は確認の欄に次年度の日付が記載された業務完了報告書、所属長の検査確認印を欠いた業務完了報告書など、内容に不備のある書類が添付された契約が7件見られた。該当する契約の所管課は、速やかに、その原因を検証するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>書面上や手続上の不備を未然に防止するため、庁内に向け、契約上の留意点等について周知徹底した。</p> <p>また、指摘を受けた該当各課に対し、指導を行い、適正な事務処理の徹底を図った。</p>	<p>R6.3.28</p>